

国民生活審議会第8回消費者政策部会議事要旨

1. 日時 平成20年3月17日(月) 15:00~16:35

2. 場所 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

3. 出席者

(委員) 松本部会長、岡田委員、小林委員、齋藤(憲)委員、佐野委員、品川委員、中名生委員、西村委員、早川委員、水巻委員、山本委員、吉岡委員

(事務局) 西国民生活局長、堀田審議官、川辺消費者調整課長、内畠企画官、加納消費者団体訴訟室長、小川消費者情報室長

(1) 国民生活センターの在り方について

事務局より、資料1「消費者政策部会報告書(素案)」に基づき説明を行った後、委員から以下のような意見があった。

【消費者行政の現場対応の強化】

- 10年、20年先を謳っているが、いいところ4~5年先まで見通すのがいいところではないか。素案の内容には来年、再来年にできることも含まれており、早急にできることはすぐにでもやるようにとの文言を入れるべき。
- 本文中「消費者が主役となる政府」という文言と「消費者が主役となる行政」という文言の両方が使われており、整理してほしい。
- 1ページ目の最後に、消費者の権利の尊重及び消費者の自立を支援するためという文言を盛り込んでほしい。

【消費者問題に関するワンストップ・サービス拠点としての役割】

- 4ページ目と9ページ目に3行同じ文言の記載が見られるので整理してほしい。また、国民生活センターが地方の苦情処理委員会に申請できるようにしたいかのよ様に読めるがどうか。
 - 国民生活センター自身が申請できるようにするという趣旨ではない。
- 「消費者Gメン(仮称)」は、具体的にどのような役割で何人くらいの人員を考えているのか。
 - 新組織の権能との関係もあり、現時点で詳細に検討しているわけではない。
- 「はじめに」の箇所で、消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限

を持つ新組織といている一方で、2ページ目から3ページ目にかけて、関係機関との有機的なネットワークを構築とあり、統一化・一元化が進まないような印象を受け整合性が取れない感じがする。現状を記載しただけのものか。

→ 現状を書いたものであるが、統一化・一元化の最終的な形態が見えないためこのような書き振りとしている。既存の省庁の相談窓口をなくして国民生活センターに一本化するという趣旨ではない。

○ 既存の相談窓口をなくすわけではないということであれば、そう誤解を与えかねないので記載振りを改めるべき。

【市場の監視役としての役割】

○ 一元的な情報集約についてももう少し具体的にどうするか書けないものだろうか。関係機関との情報交換や関係府省等へのP I O-N E T端末設置により情報を迅速に集約する仕組みやネットワーク形成を急ぐ具体的措置を記載すべき。P I O-N E Tに登録される情報を、緊急情報と一般情報に分けて緊急情報については即時に

→ P I O-N E T端末の設置は進んでいるものの、関係機関との情報交換を法的に義務付けまでは難しいのではないかと考えており、協力依頼という方法でやっていきたいと考えている。

○ 5ページ目に「国民生活センターが必要と判断したテストが、他の機関において優先的に実施されるような制度の構築」とあるが、他の機関でも計画に沿ってテストを実施しているのだから、願望だけではしょうがないので、具体的にどういう措置を取るかまで記載する必要があるのではないか。

→ 国民生活センターが他の機関と協定を結ぶという方法を考えているが、具体的などのような協定にするかは今後の検討課題である。

○ 6ページ目の「(4) 消費者の自立支援に向けた情報提供」の中に消費者教育の充実が求められているのだから、章題に「・消費者教育」という文言を加え、国民生活センターに消費者教育の中核的機能についても担ってほしい。

○ 4ページ目から5ページ目にかけて「安全に関わる情報」と「それ以外の取引に関する情報」とあるが、特に表示の問題に関してはどちらに含まれるものか一見して明らかでないので注などで切り分けの考え方を示してほしい。

○ 5ページ目の商品テストを行う原因究明機関の中に、業界のテスト機関は含まないのか。業界のテスト機関はより専門的で充実しているので含めるべきではないか。

→ 「研究機関」に含めているつもりだが、書き振りは考える。

- 消費者は企業のテスト結果を信頼しない傾向があるので、業界のテスト機関を含むことは明示しなくても良いのではないか。
- この書き振りでは国民生活センターのテスト機能は後退とまではいかないものの現状維持にしか思えない。国民生活センターが積極的にやっていくという意気込みが読み取れない。
 - 章題にあるように、あくまでもテスト機能の充実強化を目指すものであり、国民生活センターだけで全てのテストを実施できるわけではないのもっと他の機関を活用するようという趣旨で記載したもの。
- 5 ページ目の(2)「分析・調査研究の充実・強化」の中で「消費者問題に関連の深い業界等」とあるがどこのことか。
 - 時々問題が発生する食品業界などを想定している。
- 消費者問題を扱っている弁護士会なども関連の深い業界と言えなくもないので書き振りは工夫してほしい。
- 7 ページ目の(6)「事業者に対する監視機能の強化」の事業者名公表について、基準を明記した方がいいのではないか。

【現場情報を政策に反映させる役割】

- 7 ページ目の最終行にある「国民生活センターを所管する行政機等」とは何のことか。
 - 今後の消費者行政一元化の議論の結果待ちであるため、このような書き方をしている。
- 8 ページ目の6行目から7行目にかけて、新組織自身が法執行機能等を持つ場合だが、同一の事案に複数の行政機関が権限行使することになりはしないか。
 - 新組織自身が法執行機能を持つかどうか現時点では不明であり、現時点ではこれぐらいしか記載できない。
- 同じ箇所国民生活センター自身が立入調査を行う場合、適正手続き「デュープロセスの確保」に基づくものにしてほしい。
 - 当然そう考えている。

【被害救済機能の強化】

- 国民生活センター自身の差止め請求権の議論も結構だが、当面は制度が発足したばかりの消費者団体訴訟制度が有効活用できるよう支援機能を強化することが先で

はないか。適格消費者団体に提供されるP I O-N E T情報のうち相談概要は開示されるが処理結果は開示されないという現状があるので消費者団体への情報提供を厚くすることを検討してほしい。

- 9ページ目の2行目に「不当な行為」という文言があるが、違法な行為と同意義か。
→ 違法な行為と同意義である。
- 国民生活センターに差止め請求権を付与するというのは全体を俯瞰してどのような検討があって導き出されたのか。
→ 制度の導入は今後の検討課題である。
- 今回の報告書は、行政へのご入れが中心のためこのような記載振りになっており、官と民の協同が基本テーマになっているところ、官の民に対する支援を忘れていないわけではないということに記載してほしい。

【地方の消費生活センター等の活性化】

- 9ページ目の下の方に「消費生活センターの設置を目指すべき」とあるが「消費生活センターへの設置を目指すべき」の誤りではないか。
→ 全ての消費者に一元的窓口機能を提供できるよう消費生活センターそのものの設置を目指しているものである。
- それであれば「未設置の自治体における消費生活センターの設置を目指すべき」とする方がいいのではないか。また、既存の消費生活センターについても郡部などは開館日数の強化も含めて記載すべき。
- 地方の消費生活センターの活性化のために必要な人員・予算の確保は内閣府が責任を持ってやってもらえるものと思っている。

【国民生活センターの組織形態等】

- 国民生活センターの意思決定に、消費者の意見を代表する者が関わる仕組みが必要とあるが、どの事業者に立入調査を行うかとか個別案件の調査方法をどうするかということも含まれるのか。
→ 色々やり方はあると思うが、今後の検討課題である。

【報告書素案の全般部分】

- サブタイトルは現場対応の強化だけで足りているという印象を受けるが、内容は必ずしも現場だけに限っていないのもっといいサブタイトルがあるのではないか。

- 昨年12月24日の閣議決定になぞらえ、福田内閣における国民生活センターの位置付けは既に決まっているのだから、その表現をとって「消費者問題全体に取り組む中心的存在に向けて」としてはどうか。
- 10ページ目で、国民生活センターの意思決定に、消費者の意見を代表する者や理事長等に民間から登用することを盛り込むなど素晴らしい報告書素案だと思う。
- 8ページ目の(3)「国会公務員等の研修の場」の中で、公務員も企業の消費者部門に派遣することで消費者が望む現場体験をしてもらえるのではないかと。
- 国民生活センター法の設置目的に、消費者基本法の影響を受けて消費者の自立支援や地方消費者行政の支援を行うという文言を加えてもいいのではないかと。
- 本文中「消費者Gメン(仮称)」という文言があるが、最近「チェアマン」を「チェアパーソン」と言い換えるなどしているので適切な表現がないかどうか確認しておいてほしい。

(2) 「独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」及び「消費者契約法等の一部を改正する法律案」の国会提出について(報告)

事務局より、資料2「独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案について」及び資料3「消費者契約法等の一部を改正する法律案について」に基づき報告を行った後、委員から以下のような意見があった。

- 国民生活センター法改正案の要綱中に「消費生活に関して」との文言があるものの定義規定はないが、消費生活という文言がどのような定義か何か検討を行ったのか。
- 労働紛争等、全く関係ないものは含まないという趣旨で入れた文言だと認識している。

(以上)

※ 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

※ 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。